

# 令和3年度 公益財団法人秋田県女性会館 第1回評議員会議事録

1 日 時 令和3年4月26日（月）午後1時から午後3時まで

2 会 場 秋田県中央男女共同参画センター研修室1（アトリオン7階）

3 出席者 評議員現在数4名 定足数3名

[評議員出席者] 評議員 相場 郁子 評議員 伊藤 久子

評議員 佐々木和子 評議員 佐々木 正（以上4名）

[理事出席者] 代表理事 高山万紀子 業務執行理事 庄内公子（以上2名）

4 議 題

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産（案）について

第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館の次期の評議員の選任について

第3号議案 公益財団法人秋田県女性会館の基本財産の残余に関する今後の方向性について

[報告事項]

①公益財団法人秋田県女性会館令和2年度第4回理事会の決議内容について

②その他

5 議事の経過の概要及びその結果

出席した評議員に了解された事務局案により、相場郁子評議員が議長となり、本評議員会は、定款第18条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立し、決議できる条件を満たしていることを確認した。

なお、定款第21条による議事録署名人については、議長が出席評議員の同意を得て、佐々木正評議員と佐々木和子評議員を選出し議事に入った。

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産（案）について

第1号議案について、業務執行理事より資料に基づき説明が行われた。その後質疑が行われ、出席評議員全員一致により承認された。

第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館の次期の評議員の選任について

第2号議案について、本評議員会は、佐々木和子評議員から定款第17条第2項に基づいて評議員会招集の請求があったことにより開催されたものであり、同評議員から招集の理由として「公益財団法人秋田県女性会館の次期の評議員の選任方法や、具体的な候補者等の協議の時間を十分に確保する必要があり、現在の評議員が任期満了となる前に評議員会を招集するべき」であったことが説明された。

この後、高山代表理事から定款第11条で規定する「評議員の選任」等についての説明が行われ、質疑の後、現評議員のうち相場郁子評議員並びに佐々木正評議員が次期も重任、佐々木和子評議員並びに伊藤久子評議員が今期で退任の意向であることを確認した。続いて佐々木和子評議員と伊藤久子評議員から次期評議員候補者の推薦があったので候補者名簿を作成し、次回の評議員会で次期評議員の選任を行うことを出席評議員全員一致で決議した。

第3号議案 公益財団法人秋田県女性会館の基本財産の残余に関する今後の方向性について

のことについて、代表理事から資料に基づき説明が行われた。秋田県公益認定等委員会から受理した令和3年3月19日付け秋公益ー56「公益法人の運営組織及び事業活動の状況の報告について（請求）」で、公益財団法人設立時より基本財産の取り崩しが続いていること、数年後には法人の存続要件である純資産額300万円以上の維持が困難になることが予想されることから、当法人の存廃に係る意思決定及び存続を目途とする場合は、経営改善計画等の報告を求められていること、令和3年3月19日開催の令和2年度第4回理事会では、「報告の提出期限である令和3年6月30日まで十分な協議を重ね慎重な回答をする」と決議された説明があり、この後質疑が行われ、秋田県公益認定等委員会へは、理事会決議のとおり十分に検討し報告すること、公益財団法人としての理念を失うことなく赤字事業の改善、収益事業の新設を理事会で協議し、実行することを理事会への附帯意見とすることが出席評議員全員一致で決議された。

[報告事項]

- ①公益財団法人秋田県女性会館令和2年度第4回理事会の決議内容について  
このことについて、代表理事、業務執行理事から資料に基づき説明が行われた。  
その後、質疑が行われ、出席評議員全員に了承された。
- ②その他  
その他の報告はなかった。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、議長並びに議事録署名人は次とおり署名押印する。

令和3年5月21日

議長

相場郁子

議事録署名人

佐々木正

議事録署名人 佐々木和子